ID: 9

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	退去及び撤去命令
例規名 根拠条項	芦屋市庁舎管理規則　第9条第1項
例規番号	昭和61年規則第36号

【根拠条文】

（退去及び撤去の命令等）

第9条　市長は、次に掲げる者に対して、庁舎内から退去し、又は違反に係る物件を撤去することを命ずることができる。

(1)　立ち入ることを禁止された場所に立ち入つた者

(2)　第5条の規定に違反した者

(3)　第6条第1項の規定による市長の許可を受けないでこれらに規定する行為をした者又は第6条第3項の許可の条件に違反した者

(4)　第7条の規定による市長の指定に従わなかつた者

(5)　第8条の規定による指定する者の質問に対してその回答を拒んだ者又は立ち入り禁止に違反した者

2　市長は、前項の規定による違反に係る物件の撤去命令に従わない者があるときは、指定する者に当該物件を撤去させることができる。

3　所属長は、その管理する課等内において第1項各号に掲げる行為をした者に対して当該課等内から退去を要求し、又は違反に係る物件の撤去を命じ当該命令に従わない者があるときは、当該物件を撤去することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

「芦屋市水道事業の庁舎管理に関する規程」及び「市立芦屋病院施設管理に関する規程」に準用あり

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日